

Practical guide to IFRS 10

投資企業:連結に対する例外

December 2012



Practical guide to IFRS – Investment entities: Exception to consolidation

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

目次

概要	1
改訂ガイダンスの主な特徴	1
投資企業: 連結に対する例外	3
背景	3
定義	4
企業が投資企業であるか否かの決定	4
事業目的	5
公正価値測定	14
投資企業の典型的な特徴	14
複数の投資	14
複数の投資者	17
関連のない投資者	19
所有持分	20
個別財務諸表	21
投資企業のステータスの再判定	21
ステータスの変更の会計処理 – 投資企業になる場合または投資企業ではなくなる場合	22
開示	23
適用日および経過措置	24
付録 A	26

概要

国際財務報告基準(IFRS)10号「連結財務諸表」の改訂により、多くのファンドや類似の企業は、支配している投資先の連結を免除されます。これは、国際会計基準審議会(IASB)が、2012年10月31日に公表したIFRS第10号、IFRS第12号「他の事業体に対する持分の開示」および国際会計基準(IAS)第27号「個別財務諸表」の改訂によるものです。この改訂は、特にファンドにメリットがあります。ファンドが今回の改訂の対象である場合、支配している投資先を連結するのではなく公正価値で評価することができるようになるためです。

このガイドは、「投資企業」に適用します。IFRS第10号の改訂では、投資企業を定義し、連結に対する例外的な扱いを導入しています。また、IFRS第12号の改訂では、投資企業に要求される開示を定めています。

改訂基準は2014年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用が認められます。

改訂ガイダンスの主な特徴

投資企業の定義

最初に、企業は、投資企業の定義を満たしているかどうか評価する必要があります。

投資企業とは、以下のすべてを備えた企業をいいます。

- 単一または複数の投資者に投資管理サービスを提供する目的で、当該投資者から資金を調達している。
- 投資者に対して、自らの事業目的が資本増価、投資収益またはその双方からのリターンを得るためだけに資金を投資することであると確約している。
- ほとんどすべての投資について公正価値ベースで測定し、業績評価している。

さらに、企業は、一連の典型的な特徴を考慮することも必要となります。定義の充足と併せて典型的な特徴を考慮することにより、投資企業か否かを評価する際の明確な適用範囲を設けることと、判断を認めることの適切なバランスをとることが意図されています。この典型的な特徴とは以下のようなものです。

- 複数の投資の保有
- 複数の投資者の存在
- 企業の関連当事者でない投資者の存在

- 株式または類似する形態の所有持分

これらの典型的な特徴のすべてを満たさない場合であっても、企業が投資企業として不適格となるということではありませんが、典型的な特徴のすべてを満たしていない場合には投資企業であると決定した理由を明確にし、開示する必要があります。

下記のような活動を実施している場合でも投資企業として不適格とされることはありません。

- 第三者や自身の投資者に対する投資関連サービスの提供(実質的である場合を含む)
- 投資先に対する経営管理サービスや財務的支援の提供。ただし、これらが別個の実質的な事業活動を表すものではなく、かつ、投資先からの投資収益を最大化する目的で実施されている場合に限る。

投資企業による会計処理

企業は、子会社を連結する代わりに、純損益を通じて公正価値で会計処理をすることになります。ただし、この唯一の例外として、子会社が自身の投資活動に関連するサービスを提供している場合には当該子会社の連結が求められることとなります。

投資企業である子会社の投資に関する親会社(非投資企業)の会計処理

自身が投資企業であっても、その親会社が投資企業でない場合があります。親会社が投資企業ではない場合、支配しているすべての企業について連結することが求められます。これには、投資企業を通じて支配している企業も含まれます。たとえば、保険会社が投資企業であるファンドを支配している場合です。当該ファンドの財務諸表において子会社を公正価値で報告している場合でも、保険会社は自身の財務諸表において当該ファンドの子会社を連結する必要があります。いわゆる公正価値の「ロールアップ」法は、投資企業ではない親会社には適用は認められません。

開示

投資企業に該当する場合、以下を含む開示が要求されます。

- 投資企業の定義を満たすと決定した際の重要な判断および仮定
- 典型的な特徴をすべて有していない場合でも、投資企業であると結論付けた理由
- 各非連結子会社の情報(名称、法人設立国、所有持分割合)
- 非連結子会社についての投資企業への資金の移転に関する制限
- 事業年度中に非連結子会社に提供した財務的支援または他の支援(契約上の義務がない場合)
- 支配している「組成された企業」についての情報(たとえば、財務的支援や他の支援を提供する契約上の取決め)

経過措置

改訂基準は、企業が適用開始日に投資企業の定義を満たす場合、通常、遡及適用されます。これは、企業が前期以前に投資企業の定義を満たしていたかどうかにかかわらず。比較期間の期首時点において、以下の金額に差異がある場合には、直前の期の期首の資本で調整します。

- 支配している投資先の資産、負債、および非支配持分の従前の帳簿価額
- 投資先に対する投資者の持分相当の認識額(すなわち、その公正価値)

投資企業: 連結に対する例外

背景

IASBは、IFRS第10号を改訂し、これにより、「投資企業」は子会社を連結するのではなく公正価値で評価することになりました。IASBは、一定の企業(投資企業)について、他の多くの企業とは異なる事業モデルを有していると考えました。投資企業は、すべての投資を(それが単純な投資か、関連会社か、支配している投資先かにかかわらず)、公正価値ベースで管理しています。投資企業は、財務諸表の利用者に、公正価値に基づく情報を提供しており、当該情報は連結に基づく情報よりも意思決定に有用とされます。IASBは、このような企業が連結財務諸表を作成すると、財務諸表の利用者による当該企業の財政状態や業績の評価を妨げることになるということに留意しました。これは、連結財務諸表では、投資企業自身ではなく投資先の財政状態、業績およびキャッシュ・フローの状況を強調することになるためです。また、連結することにより、財務諸表における比較可能性も損なわれます。一部の連結した項目を取得原価で測定しつつ、他の非支配持分を公正価値で計上することになる可能性があります。

このような取扱いは、投資企業の業績の評価を困難にさせるとともに、投資企業の事業の管理方法を反映しないことになります。

このような企業は投資企業に該当し、通常は投資ファンドです。IASBは、これらの企業については、その投資(子会社に対する投資を含む)を公正価値で評価すべきであると決定しました。

投資企業による会計処理

IFRS第10号は、親会社である企業に連結財務諸表の作成を求めています。今回の改訂は、「投資企業」である親会社に限定的な免除を与えています。改訂基準に基づく投資企業に自身が該当する場合、支配している投資先の連結が免除され、代わりに、IFRS第9号「金融商品」に従って、それらの子会社を純損益を通じて公正価値で会計処理することが求められます[IFRS第10号31項]。

PwCの見解:

多くのファンドや類似の企業は子会社を有していません。たとえば、ミューチュアルファンドでは、個々の株式投資は、投資先の発行済株式の規模に比べて小さく、支配とはならない規模で行われることがあります。IFRS第10号の例外規定は、投資企業に該当する親会社のみ適用されます。同様に、IFRS第12号の新たな開示要件は、投資企業に該当し、非連結の子会社を有する親会社のみ適用されます。そのため、企業が子会社を支配していない場合、自らが投資企業に該当するか否かの評価を行う必要はありません。同様に、企業が投資企業に該当しても、子会社を有していない場合には、IAS第27号およびIFRS第12号の改訂の影響はありません。

改訂基準による連結の例外の定めにかかわらず、企業は、自らの投資活動に関連するサービスを提供する子会社については、連結することが求められます[IFRS第10号32項]。投資活動に関連するサービスには、投資管理、投資助言、事務管理のサービスが含まれます。このようなサービスは、企業自身の投資事業の実質的な一部分を形成している場合もあれば、第三者に対して提供されている場合もあります。これにより、企業が投資企業として不適格とされることはありません[IFRS第10号B85C項]。

投資企業の親会社の会計処理

連結の例外は、親会社が投資企業として適格である場合に限り、投資企業の親会社が作成する連結財務諸表にも拡大して適用されます。親会社が投資企業として適格でない場合、IFRS第10号では、支配しているすべての企業(投資企業を通じて支配している投資企業のすべての投資先およびその他の投資企業を含む)を連結することが要求されます。

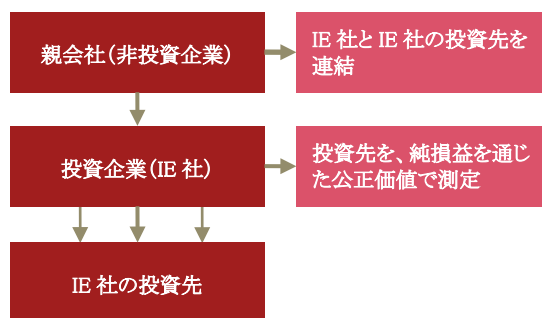
事実

親会社は保険事業を営む保険会社です。親会社は、資本増価、投資収益またはその双方を唯一の目的としてはおらず、IFRS第10号における投資企業に該当しません。親会社は、自身の保険負債の裏付けとなる資金を管理する子会社「IE社」を設立しました。IE社の投資先は、プライベート・エクイティ投資があり、その一部を支配しています。IE社は、以下で説明するとおり、改訂基準で定められた要件に基づき投資企業に該当します。

会計処理

IE社は、自身の個別財務諸表および(あるいは)連結財務諸表において、支配している投資先を純損益を通じた公正価値で測定します。ただし、親会社の連結財務諸表では、IE社とIE社の投資先を含め、支配しているすべての投資先を連結します。

設例



定義

改訂基準は、投資企業を、以下のすべてを備えた企業と定義しています。

- 単一または複数の投資者に投資管理サービスを提供する目的で当該投資者から資金を調達している。
- 自らの事業目的が資本増価、投資収益またはその双方からのリターンを得るためだけに資金を投資することであると投資者に確約している。
- ほとんどすべての投資について公正価値ベースで測定し、業績を評価している。

[IFRS 第 10 号 27 項]

投資企業に適格となるためには、上記の定義を満たさなければなりません。さらに、企業は、以下の投資企業の典型的な特徴も考慮する必要があります。

- 複数の投資の保有
- 複数の投資者の存在
- 企業の関連当事者でない投資者の存在
- 資本または類似の持分の形態の所有持分

[IFRS 第 10 号 28 項]

上記の典型的な特徴は、企業が投資企業として適格かどうかを評価する際の判断の指標となるものであり、投資企業の定義を補完するものです。企業は、(上記の典型的な特徴のいずれかが欠けているにもかかわらず)自身が投資企業であると結論

付けるときには、投資企業の定義を満たすと判断した理由を説明し、財務諸表において適切な開示することが要求されます [IFRS第10号BC234項]。

企業が投資企業であるか否かの決定

上記の定義および典型的な特徴は、投資企業に該当するかどうかの評価に際して、投資先の目的と設計を含むすべての事実と状況の検討を企業に求めています [IFRS第10号B85A項]。定義には以下の3つの主要な要素があります。

- 投資管理サービス
- 事業目的
- 公正価値測定

改訂基準では、投資企業の定義における「投資管理サービス」の要素について、当該サービスの提供は、投資企業と他の企業を区別するものであるとしつつも [IFRS第10号BC237項]、それについての詳細な定めは設けていません。

改訂基準では、投資企業の定義における2番目の「事業目的」と3番目の「公正価値測定」の要素について、詳細なガイダンスを提供しています。

事業目的

企業の事業目的は、単一または複数の投資者から資金を調達して、それらを、資本増価、投資収益またはその双方からのリターンを得るためだけに投資することである必要があります。このような事業目的は、以下によって裏付けられる可能性があります。

- 文書(目論見書、公表文書、およびその他の設立文書またはパートナーシップ文書)
- 潜在的な投資者や投資先等、他の当事者に対して当該目的を示していること。

したがって、企業が、資本増価のために中期の投資を行うと投資者に示している場合、これは、投資企業の事業目的と整合します。しかし、企業がその投資目的を、投資先との製品の共同の開発、生産、または販売であると説明する場合には、当該事業目的は、投資企業の事業目的と整合しないと考えられます。そのような目的には、開発、生産または販売活動からリターンを獲得することが含まれていることを示唆するためです[IFRS第10号B85B項]。

企業の事業目的の一部が、直接または子会社を通じて、投資者および(または)第三者に、投資関連サービス(投資助言、投資管理、投資支援や事務管理などのサービスを含む)を提供することである場合があります。このような投資関連サービスの提供は、企業の事業に占める割合が相当に大きい場合であっても、企業が投資企業となる際の妨げにはなりません[IFRS第10号B85C項、BC240項]。

しかし、このような投資関連サービスが投資企業の子会社により提供される場合、企業は当該子会社を連結することが求められます[IFRS第10号32項]。

PwCの見解:

多くの場合において、投資企業は、重要な投資活動を行っていても、投資助言等の投資関連サービスをほとんど行っていないと想定されます(たとえば、ミューチュアルファンド)。一方、企業自身は投資活動をほとんど行わないものの、重要な投資管理や投資助言のサービスを提供している場合もあります(たとえば、資産運用会社)。このような場合、投資企業に該当する企業(ミューチュアルファンド)とそうでない企業(資産運用会社(アセットマネージャー))の差は明らかであるといえます。ただし、投資活動と投資関連サービスの提供の双方の活動を事業モデルとして行っている企業については、投資企業に該当するかどうかの決定に際し、判断が必要となる可能性が高いといえます。この判断は重要であり、企業が、それを、重要な見積りや判断の中で記載する必要があります。

たとえば、資本増価や投資収益を目的として、投資管理サービスの提供を確約して投資者から資金を調達しているプライベート・エクイティ企業は、投資企業に該当する可能性があります。その活動の重要な部分が第三者への投資助言サービスに準ずる活動やポートフォリオ・マネジメント・サービスの提供を含んでいる場合でも、該当します。ただし、サービスと投資活動の組合せだけでなく、すべての関連する要因を考慮する必要があります。投資企業に該当しないことを示す可能性の高い要因には以下のようなものがあります。

- 投資先への経営管理サービスや戦略的助言の提供から相当程度の収益を得ている。
- 投資のすべてを公正価値では測定しておらず、評価していない。
- 所定の出口戦略のない投資を保有している。

適用する適切な会計処理を決定するために、関連するあらゆる事実と状況についての慎重な検討が必要となります。

以下の投資関連活動に(直接または子会社の1つを通じて)参加することにより、企業が投資企業として不適格とされることはありません。これは、こういった活動が投資企業の全体の目的(資本増価や収益獲得のために投資していること)と整合していると考えられるためです。ただし、企業の投資先からの投資リターン(資本増価や投資収益)を最大化するための活動である必要があります。また、これらの活動が、別個の実質的な事業活動、または別個の実質的な収益の源泉に相当するものであってはなりません。このような認められる活動には、以下があります。

- 投資先に対する経営管理サービスや戦略的助言の提供
- 投資先に対する財務的支援(貸付、出資義務または保証など)の提供

[IFRS第10号B85D項]

投資企業は、これらのサービスを提供している投資企業の子会社を連結する必要があります[IFRS第10号B85E項]。

PwCの見解:

投資企業の子会社が投資関連サービスを提供しているか(したがって、連結する必要があるか)、提供していないか(したがって、純損益を通じて公正価値で測定する必要があるか)は、常に明らかであるというわけではありません。IFRS第10号27項(a)(投資企業の定義)と32項(投資企業が連結する必要がある企業の定義)の一部に明らかに重複が見られるため、この評価が複雑となる可能性があります。

投資企業の定義の1つ目の要素は、単一または複数の投資者に「投資管理サービス」を提供する目的で当該投資者から資金を調達している、というものです。このため、投資企業の子会社自身が投資企業として適格であるためには、子会社自身が投資管理サービスを提供していなければならないという主張がなされるかもしれません。この場合、投資企業である子会社すべてを、投資企業である親会社が連結する必要があることを示唆しているといえるかもしれません。

しかし、PwCは、投資企業である子会社すべてを、投資企業である親会社が連結することをIASBが意図しているとは考えていません。それを意図しているのであれば、IFRS第10号32項に該当する子会社(投資関連サービスの提供)にはすべての投資企業の子会社が含まれると明示しているはずであるためです。BC272項からは、投資企業である親会社は、通常、投資企業である子会社を公正価値で測定する必要があることを確認していると考えられます。

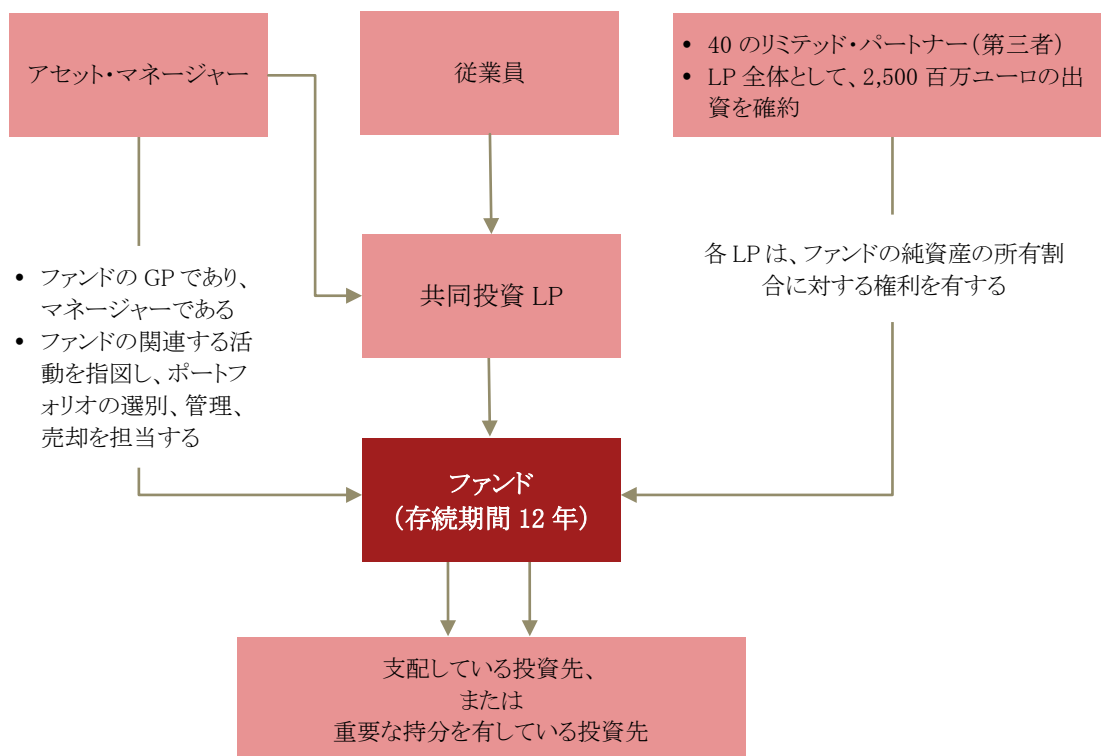
PwCは、投資企業である親会社が連結すべき投資企業である子会社は、投資関連サービス(32項およびB85C～B85E項に記載されるサービス等)を別個の実質的な事業活動として提供している企業のみであると考えます。

投資企業である子会社が別個の実質的な活動として、このようなサービスを提供することは稀である可能性があります。たとえば、フィーダー・ファンドが支配するマスター・ファンドの場合、マスター・ファンドの実質的な活動がフィーダー・ファンドに対する投資と管理である場合には、投資関連サービスを提供していないといえます。したがって、フィーダー・ファンドの財務諸表において、マスター・ファンドを公正価値で評価する必要があります。

PwCの見解:

ファンドの中には投資先に経営管理サービスや財務的支援を提供しているものもあります。そうした活動が、ファンドが行う実質的な事業活動に該当せず、また、当該活動からの利益は実質的な収益の源泉でもなく、その目的が、投資先からの投資リターンを最大化することである場合、当該ファンドは、投資企業として不適格となることはありません。

設例 – 保証または資金の支援を提供しているプライベート・エクイティ・ファンド



事実

2年前、アセット・マネージャー (AM) が、40のリミテッド・パートナー (LP) を有する存続期間12年のファンド (リミテッド・パートナーシップ) を設立しました。各LPは互いに関連はありません。LPは全体として2,500百万ユーロの出資を確約しています。AMは、共同投資リミテッド・パートナーとして、さらに25百万ユーロの出資を確約しており、これはAM自身の資金またはその従業員の資金からなります。

パートナーシップの投資目的 (リミテッド・パートナーシップ契約で規定される) は、支配または重要な持分を取得するために事業体に直接投資すること、および、その後8年目から12年目の間に、最低10%の収益率 (ハードルレート) を目標として、トレードセール (仲間取引) またはIPO (「バイアウト・ファンド」) を通じて撤退すること。

AM (ファンドのジェネラル・パートナー) は、パートナーシップの関連性のある活動を指図しています。この関連性のある活動には以下が含まれます。

- AMの代表者を投資先の取締役会に指名する。
- 別個のサービス契約を通じて、投資先に戦略的および経済的な助言を提供する。
- 投資先を支援するため、戦略的プランの実行資金や (必要な場合) 財務保証を手配し、提供する。
- 投資の基礎を成す方針、手続きおよび主な管理を評価し影響を及ぼす。

AMは、対象の投資先の全体的な価値を最大化するためにこれらの活動が不可欠であると考えています。AMは、ファンドの投資ポートフォリオの選択、運用、および売却にも責任を負います。

AMは、個々の投資の公正価値を詳細に示した資本計算書を四半期ごとに各LPに提出する責任があり、パートナーシップでは、すべての投資先を公正価値ベースで会計処理することになります。

各LPは、ファンドの清算時に処分収入または純資産価値の持分相当を受け取る権利があります。ジェネラルパートナー（すなわち、AM）には、管理手数料、および10%のハードルレートを上回るキャピタル・ゲインの利益持分を受け取る権利があります。パートナーシップには資本がありません。

ファンドが行っている活動の観点から、当該ファンドは投資企業に当たりますか？

結論

このファンドが投資企業に当たるかどうかを結論付けるには判断が必要となります。

当該ファンドは、投資企業の定義の1つ目と3つ目の要素を満たしています。

- 複数のLPから資金提供を受けて、LPに対して投資し、投資管理サービスを提供している。
- 公正価値ベースで投資を測定し、業績を評価している。

定義の2つ目の部分については、明確に満たされているとは言えません。ファンドは、資本増価および投資収益を獲得する目的で投資を行っています。投資を無期限に保有することは意図していません。これは、ファンドの存続期間が限定的であり、かつ、明確な出口戦略を有しているためです。しかし、ファンドはその他の活動を行っているため、その事業目的をさらに検討する必要があります。

また、このファンドは、以下の4つの典型的な特徴をすべて示しています。

- ファンドは複数の投資を有している。
- ファンドは複数の投資者を有している。
- ファンドの投資者は報告企業とは無関係である。
- ファンドの所有持分は、純資産に対する持分相当を受け取る権利を与えるパートナーシップ持分の形態である。

ファンドの事業目的として、ファンドは以下を含む他の投資関連活動の提供に関与しています。

- 投資先に保証の提供を含む財務的支援を提供する。
- 投資についての戦略的・経済的な指図を提供する。

これらの活動は、投資企業の事業目的と整合しており、投資先からの投資リターン（資本増価や投資収益）を最大化するために行っている限りにおいて、それらの活動は認められます。ただし、それらの活動は、別個の実質的な事業活動または収益の源泉に相当するものであってはなりません。この評価には判断が要求されます。

出口戦略

企業の事業目的が明らかとなる方法の一つとして、投資に関する出口戦略をもつことがあげられます。実質的にすべての株式および非金融投資について、どのように資本増価を実現する予定かを具体的に文書化することです。出口戦略には、投資から撤退する実質的な期間を明瞭に文書化する必要があります。投資ごとに出口戦略を詳細に文書化する必要はありませんが、異なる投資の種類やポートフォリオに対しては、異なる出口戦略をもつ必要があります[IFRS第10号B85F項]。そうした戦略がない場合には、当該投資を無期限に保有することを企業が意図していることを示すことになります。

同様に、企業が永久債などの負債性投資を保有している場合には、それらについての出口戦略を定める必要があります[IFRS第10号B85F項]。出口計画がない場合、企業は、その負債性証券を無期限に保有することを意図しているとみなされる可能性があります。

期限のある負債性商品を満期まで保有することは、有効な出口戦略とみなされます。これは、期限のある負債性投資を無期限に保有する可能性はないためです[IFRS第10号BC245項]。

PwCの見解:

資本増価、投資収益またはその双方のために投資するという事業目的は、投資を無期限に保有するという目的と整合しません。投資企業に該当しない企業の多くは、その子会社を、特定の期間内に売却、上場、またはそれ以外の方法で処分することを予定していません。これに対して、ファンドは、通常、出口戦略を有しています。投資企業に該当する整合した事業目的を示すためには、企業は、投資についての出口戦略を有している必要があります。

改訂基準は、異なる種類の投資に対して、以下のような出口戦略となる可能性のある例を示しています。

- プライベート・エクイティ証券の出口戦略は、新規株式公開、第三者割当、事業の仲間取引(売却)、投資先への所有持分の分配、および資産の売却(ファンドが有期限のファンドである場合など、投資先の清算後の投資先の資産の売却を含む)などが該当し得る。
- 市場性のある株式投資への投資を有している場合には、出口戦略は、私募による売却や公開市場での売却となる場合がある。
- 不動産投資についての出口戦略は、不動産専門のディーラーを通じた売却や一般公開市場を通じた売却となる場合がある。

[IFRS第10号B85G項]

設例

ファンドは、持分証券と満期のある負債性証券の双方に投資しています。ファンドの目的は、投資者に投資管理サービスを提供すること、ならびに、投資者から受領した資金を資本増価や投資収益からのリターンを唯一の目的として投資することであると規定に明記されています。当該ファンドは、IFRS第10号の典型的な特徴のすべてを満たしていると仮定します。負債性金融商品を保有するファンドの戦略は、流動性リスクを管理することであり、また変動性の高い投資を保有するリスクを低減することです。

ファンドは、実質的にすべての持分証券について文書化した出口戦略を有しています。しかし、負債性証券については文書化した出口戦略はありません。

負債性証券について文書化した出口戦略がないことによって、ファンドが投資企業として不適格となることはなく、また、事業目的と不整合となることもありません。負債性証券は確定の満期を有しており、そのため無期限に保有することはできません。

債務不履行の事象(契約違反または契約不履行など)のみを投資の出口とする仕組みは、投資企業に該当するかどうかの評価に際して、出口戦略とはみなされません[IFRS第10号B85F項]。

PwCの見解:

出口戦略は、目論見書や企業の投資運用契約書などから明らかである場合が多くあります。たとえば、所定の期間で清算されるファンドは、その定義上、投資の出口戦略を有しています。ファンド・マネージャーに少なくとも5年ごとに株式投資を売却するよう指図しているファンドは、出口戦略を有しています。

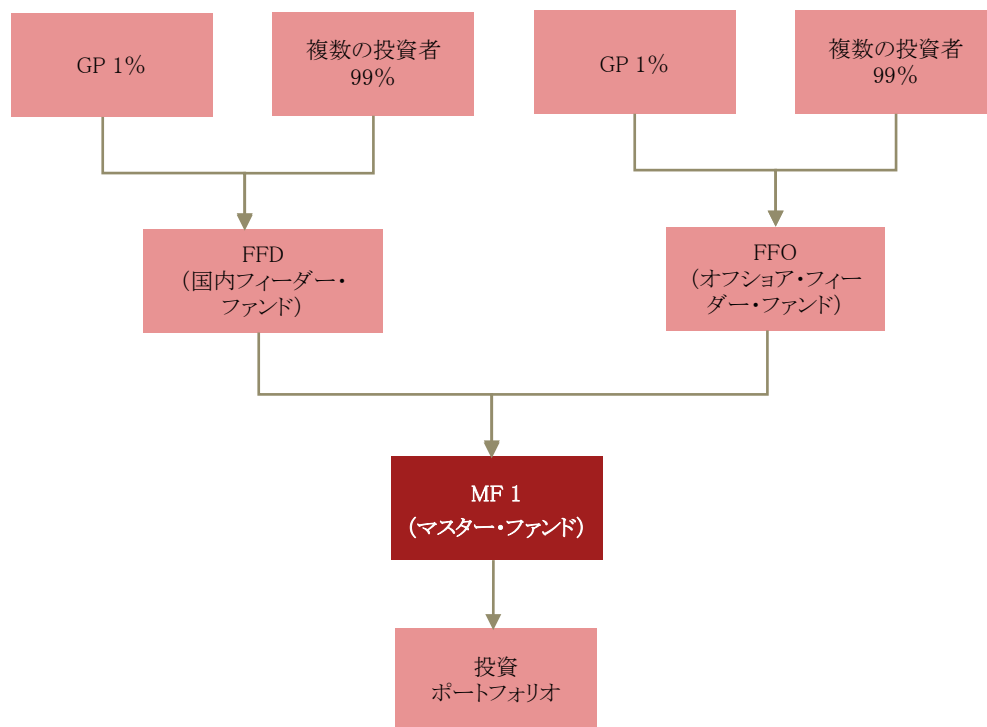
しかし、特定の市場において製品の製造・販売を通じて長期的な資本増価を目指して設立され、株式投資を処分する明示的な計画を有していない企業は、その投資について出口戦略を有していると判定することは困難となる可能性があります。このような企業は、実際には複合事業体であると考えられ、資本増価、投資収益、またはその双方のために投資するという事業目的はないとされる場合があります。

企業が、法規制上、税務上、または類似の事業上の理由で、他の企業への投資の保有を通じてその事業目的を満たす場合があります。企業は、このような投資について出口戦略を特定していないかもしれません。しかし、投資先が自身の投資について出口戦略を有している場合には、当該企業が投資企業として適格となる可能性があります。マスター・フィーダー構造といわれるケースがこれに該当します。フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドに投資するものの、マスター・ファンドに関する出口計画を有していません。しかし、マスター・ファンドから投資が行われ、そこでの投資について出口戦略がある限り、フィーダー・ファンドが投資企業として不適格になることはありません。

設例 – マスター・フィーダー構造 (IFRS第10号IE12項設例4に基づく)

存続期間10年のマスター・ファンド「MF1」が、20X1年に設定されました。MF1の持分は、2つのフィーダー・ファンドが保有しています。フィーダー・ファンドは、法律、規制、税務、または類似する要求を満たすために互いに関連して設立されました。

フィーダー・ファンドは、ジェネラル・パートナーから1%と、ジェネラル・パートナーと関連のない投資者から99%の出資を受けています(支配財務持分を保有する当事者はいません)。FFD(国内フィーダー)およびFFO(オフショア・フィーダー)の両方のジェネラル・パートナーは、MF1、FFD、およびFFOのマネージャーとなっています。



事実

MF1の目的は、資本増価と投資収益(配当、利息、賃貸収入など)を生み出すための投資ポートフォリオを保有することです。マスター・フィーダー構造を採用した唯一の目的は、大規模な資産プールへの投資機会を投資者に提供することであり、この投資目的は、投資者に伝えられています。MF1は、自身が保有する持分投資と非金融投資の出口戦略を特定して文書化しています。また、MF1は、期日のある負債性投資のポートフォリオも保有しており、一部を満期まで保有し、その他を売買しています。MF1は、実質的にすべての投資(負債性投資を含む)を公正価値ベースで測定し、評価しています。さらに、投資者は、FFDとFFOのそれぞれから、公正価値ベースの財務情報を定期的に受け取っています。

MF1、FFD、およびFFOは投資企業に該当しますか？

結論

MF1ならびにフィーダー・ファンドであるFFDおよびFFOはそれぞれ投資企業の定義を満たしています。以下の条件が存在します。

- MF1、FFDおよびFFOは投資者に投資管理サービスを提供する目的のために資金を得ている。

- マスター・フィーダー構造の事業目的(これは、フィーダー・ファンドの投資者に直接伝えられている)は、資本増価と投資収益を唯一の目的として投資することであり、MF1は、持分投資と非金融投資について、可能性のある出口戦略を特定し文書化している。
- FFDとFFOは、MF1に対する持分についての出口戦略を有していない。しかし、MF1は、フィーダー・ファンドと関連して設立され、それらのために投資を保有しているため、FFDとFFOは、その投資に関する出口戦略を有していると考えられる。
- MF1が保有する投資は、公正価値ベースで測定され、評価されており、MF1が行っている投資に関する情報は、公正価値ベースで、フィーダー・ファンドを通じて投資者に提供されている。

MF1とフィーダー・ファンドは、法律上、規制上、税務上、または類似する要求のために互いに関連して設立されました。MF1、FFDおよびFFOを併せて考慮した場合、以下のような投資企業の典型的な特徴があります。

- 各フィーダー・ファンド(FFDとFFO)はそれぞれ、MF1に対する単一の投資を保有しているが、MF1が投資ポートフォリオを保有しているため、間接的には複数の投資を保有していると考えられる。
- MF1は、2つのフィーダー・ファンド(FFDとFFO)により100%所有されているが、FFDとFFOは、それらと無関係(ならびにファンドのジェネラル・パートナーまたはマネージャーとも無関係)の多くの投資者から資金の拠出を受けている。
- フィーダー・ファンドに対する所有持分は、資本持分の単位で表される。

投資からの稼得利益

企業または企業集団の他の構成員が、投資先から、関連のない当事者が利用できない便益を得ることができる場合、またはそれを追求している場合、その投資先を、資本増価、投資収益、またはその双方の獲得のみを目的として保有していることにはなりません。代わりに、企業は、一定の事業上または戦略上の立場で、投資を保有している可能性があります。このような目的は、企業が投資企業として適格でないことを意味します。

投資企業の事業目的と整合しないこのような便益の例として、以下のようなものがあります。

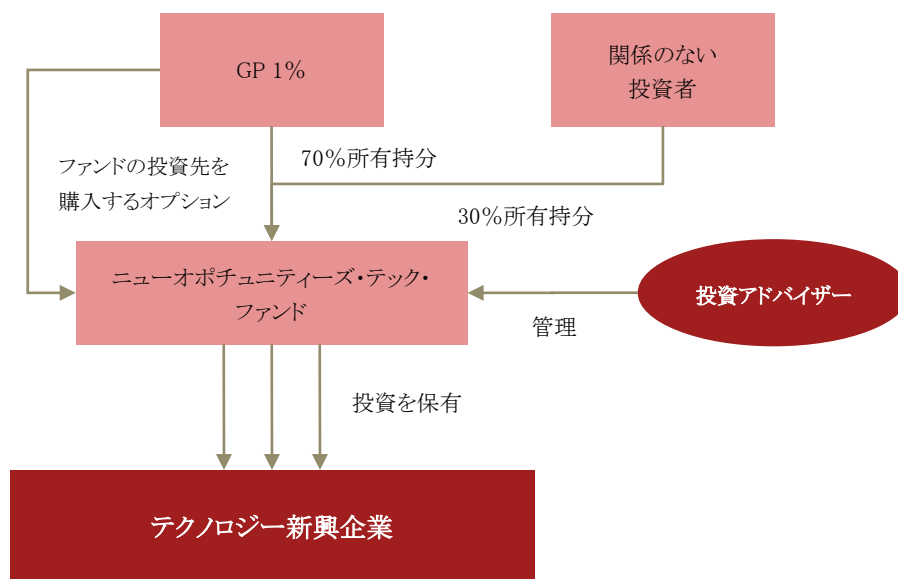
- 投資先のプロセス、資産、または技術の取得、使用、交換または活用。これには、企業(もしくは企業が属している企業集団の他の構成員)が、投資先の資産、技術、製品、またはサービスを取得する不釣り合いな権利、または独占的な権利を有しているというシナリオが含まれる(たとえば、資産の開発が成功すると考えられる場合に投資先からその資産を購入するオプションを保有する場合など)。
- 企業または企業集団の構成員による、製品やサービスの開発、生産、販売、提供に関する、投資先との共同支配の取決め(IFRS第11号で定義されている取決め)または他の取決めの締結
- 企業の投資先が提供している財務保証や資産が、企業の借入契約または企業集団の他の構成員の借入契約の担保として提供されている場合で、投資企業が、投資先に対する投資を、そのいずれかの借入の担保として使用することができる場合

- 企業の関連当事者が保有する、企業または企業集団の構成員から企業の投資先に対する所有持分を購入するオプション
- 企業(または企業集団の構成員)と投資先との間の以下のような取引:
 - 企業または企業集団の構成員の関連当事者、もしくは投資先の関連当事者のいずれでもない企業には利用できない条件に基づく取引
 - 公正価値に基づかない取引
 - 投資先または企業の事業活動(企業集団の構成員の事業活動を含む)の大部分を占める取引

[IFRS第10号B85I項]

投資の資本増価をもたらすシナジーによる便益を得ることを目的として、同一の業種や市場、または同一の地域に複数の投資を行う戦略を有することは、投資企業の事業目的と整合します。ただし、企業がそのような投資を保有することにより、資本増価、投資収益またはその双方のみを上回るリターンを受け取る場合には、該当しません[IFRS第10号B85J項およびBC243項]。

設例 – ハイ・テクノロジー・ファンド(IFRS第10号IE7項の設例2に基づく)



事実

テクノロジー・コープ・インク(「テックコープ」)は、資本増価を目的としてテクノロジー関係の新興企業に投資するファンドを設立しました。テックコープは、「ニュー・オポチュニティーズ・テック・ファンド」と呼ばれるファンドの70%の持分を保有しており、当該ファンドを支配しています。他の持分は、関連のない多くの投資者が保有しています。ニュー・オポチュニティーズ・テック・ファンドは、新興企業に投資する予定です。また、新興企業の成長のために、専門家チームを結成する予定です。

テックコープは、ニュー・オポチュニティーズ・テック・ファンドが保有する投資の一部を購入するオプションを有しています。このオプションは、ファンドによる新興企業への投資から5年経過後に行使可能であり、その行使価格は公正価値となっています。投資先が開発した事業または技術がテックコープの事業に利益をもたらす場合、テックコープがこのオプションを行使する可能性が高くなります。ファンドは、投資の出口計画を特定していません。ニュー・オポチュニティーズ・テック・ファンドは、ファンドの投資者の代理人である投資アドバイザーが管理しています。

ニュー・オポチュニティーズ・テック・ファンドは投資企業に該当しますか？

結論

ニュー・オポチュニティーズ・テック・ファンドの事業目的は資本増価のために投資することであり、投資者に投資管理サービスを提供しています。しかし、このファンドは、以下の取決めや状況から、投資企業には該当しません。

- ファンドの親会社であるテックコープは、投資先が開発した資産によりテックコープの事業に利益をもたらす場合に、ニュー・オポチュニティーズ・テック・ファンドが保有する投資先を購入するオプションを有している。これは、資本増価や投資収益に加えてテックコープに利益をもたらすことになる。
- ファンドの投資計画には、持分投資の出口戦略は含まれていない。ファンドは、テックコープが保有するオプションに対する支配を有しておらず(このオプションはテックコープが行使可能)、出口戦略を構成するものではない。

設例 – 不動産ファンド

事実

不動産に投資する不動産ファンドが、機関投資家や個人投資家への利益を目的として設立されました。不動産ビジネスに経験を有する投資マネージャーが、このファンドを設立し管理しています。当該ファンドは、不動産会社および、他の不動産投資ファンド(不動産を所有、管理、および賃貸しているファンド)に投資しています。投資マネージャーは、5年から10年の時間枠の中で市況に基づいて不動産投資を取得し、処分する方針を有しています。

このファンドは、不動産投資により、配当および投資利益を稼得し、キャピタル・ゲインを実現します。当該ファンドは、(内部的および外部的に)すべての投資を公正価値で報告しており、その業績は、公正価値ベースで評価されています。

当該ファンドは、ファンドの純資産価値(NAV)の持分で償還可能な参加持分を発行しています。ファンドの設立文書では、所定の目的や戦略を確認しています。

このファンドは投資企業に該当しますか？

結論

このファンドの目的は、資本増価からのリターンおよび投資管理サービスを通じて投資収益を上げることであるため、投資企業の定義を満たしています。当該ファンドは、投資を公正価値ベースで管理しており、それらは、投資者に報告されています。また、複数の関連のない投資者がいること、複数の投資を保有していること、さらに、原資産の比例割合を表すファンドのユニットの形態での所有者持分を有していること、という投資企業の典型的な特徴を示しています。

設例 – 不動産企業 (IFRS第10号IE9項の設例3に基づく)

事実

リアル・エステート・インベストメント(REI)は、小売店舗、事務所その他の商業不動産を開発、所有、および管理するために設立されました。REIは、通常、別の100%子会社を通じて各不動産を保有しています。それらの子会社は、関連する投資不動産の資金調達に用いる借入以外に実質的な資産または負債を有していません。REIと各子会社はIAS第40号「投資不動産」に準拠してその投資不動産を公正価値で計上しています。REIは、投資不動産の処分について、所定の期限を設けていませんが、最適な処分時期の特定に役立てるため、公正価値を用いています。REIとその投資者は、業績を評価して投資判断を行うために公正価値以外の測定値(予想キャッシュ・フロー、賃料収入、賃貸費用を含む)も使用しています。REIの取締役およびマネージャーは、公正価値情報を、REIの投資実績を評価するための主要な測定値として考えていません。その代わりに、彼らは、当該情報を、等しく関連のある主要な業績指標グループの一部とみなしています。

REIは、幅広いプロパティマネジメントやアセットマネジメントの活動(不動産の保守、資金的支出、再開発、販売、テナントの選定など)を行っており、その一部は第三者に外注しています。これには、改修、開発、ならびに、このような不動産開発のために実施される設計および建設工事についての業者との交渉が含まれます。この開発活動は、REIの事業活動における別個の重要な部分を構成しています。

REIは投資企業に該当しますか？

結論

以下の理由のため、REIは投資企業には該当しません。

- REIは、資本増価や投資収益以外の便益を提供するために、不動産のリースに関する交渉、改修・開発活動および販売等、不動産ポートフォリオの積極的な運用を含む別個の実質的な事業活動を行っている。
- REIの投資計画には、投資に関する特定の出口戦略が含まれていない。その結果、REIは、それらの投資を無期限に保有する予定である。
- REIは、IAS第40号に基づき投資不動産を公正価値で計上しているが、公正価値は、投資実績を評価するために経営者によって用いられる主要な測定属性ではない。実績を評価し投資判断を行う際には、他の業績指標が用いられている。

公正価値測定

投資企業にとって、公正価値は、ほとんどすべての投資における主な測定属性です。投資管理サービスを提供し、資本増価、投資収益またはその双方を目的として投資を行う企業にとって、企業の投資の実績を評価し企業の内部および外部の双方に報告する際に、子会社の連結や、関連会社もしくは共同支配企業に対する持分に用いる持分法と比べて、公正価値はより関連のある情報となる可能性が高くなります。

このため、改訂基準では、投資企業として適格となる要素として、実質的にすべての投資について、その実績を公正価値ベースで測定および業績評価することを求めています[IFRS第10号27項(c)]。これは、「投資」に適用されるため、投資以外の資産または金融負債には適用されません。たとえば、IAS第16号「有形固定資産」に基づいて保有される不動産および関連設備を公正価値ベースで測定および評価する必要はありません[IFRS第10号B85M項]。

以下の場合、公正価値情報が企業の主な測定属性であることは明らかです。

- 企業の実質的にすべての投資に関する実績を評価するうえで、経営幹部が内部的に公正価値情報を使用している。
- 公正価値情報を投資者に提供し、企業は、IFRSにおいて公正価値の使用が許容または要求されている場合には、実質的にすべての投資を公正価値で測定している。

[IFRS第10号B85K項]

「公正価値情報」には、売却可能金融資産のように、IFRS第9号およびIAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、財政状態計算書上で公正価値で評価し、その変動をその他の包括利益で認識する金融資産に関する情報を使用することも含まれますので、留意が必要です。

投資企業は、以下のように会計処理します。

- 投資不動産を、IAS第40号「投資不動産」の公正価値モデルにより会計処理する。
- 関連会社および共同支配企業を、IAS第28号「関連会社に対する投資」における持分法の免除規定を選択して公正価値に基づき会計処理する。
- 金融資産を、IFRS第9号に従って公正価値で会計処理する。

[IFRS第10号B85L項]

投資企業の典型的な特徴

投資企業として適格であるために、企業は、定義を満たすだけでなく、以下の特徴を示すことも必要となります。これらの特徴は、投資企業にとって典型的であるとみなされています。

- 複数の投資を保有している。
- 複数の投資者を有している。
- 企業の関連当事者でない投資者を有している。
- 資本または類似の持分の形態をとる所有持分を有している。

[IFRS第10号28項]

これらの特徴は、企業に、追加的な判断を要求します。企業は、これらの特徴の1つまたは複数欠けた場合でも投資企業となることができます。ただし、その場合には、典型的な特徴が欠けているにもかかわらず、投資企業として適格であると判断した理由を確認し、財務諸表において適切に開示することが必要となります（「開示」のセクションを参照のこと）。企業が、投資企業の定義を厳格に満たしているようにみえるものの典型的な特徴を1つも有していない場合には、投資企業に適格となる可能性は稀であると考えられますが、場合によっては適格となる可能性もあります[IFRS第10号BC234項]。

複数の投資

投資企業は、通常、リスクを分散しリターンを最大化することを目的に、複数の投資を（直接的または別の企業を通じて）保有します[IFRS第10号B85O項]。

企業が単一の投資を保有している場合、企業の事業目的を考慮して、すべての事実および状況を検討して、投資企業として適格かどうかを判定する必要があります。改訂基準では、単一の投資を保有している場合でも、投資企業として適格である状況を示すいくつかのシナリオが示されています。

- 企業は立ち上げ時期にあり、まだ適切な複数の投資を特定していないため、単一の投資しか行っていない。
- 処分した投資に代わる新たな投資をまだ行っていない。
- 企業が、個人投資家では購入できない単一の投資の購入に必要な資金をプールするために設立されている（たとえば、個人投資家にとって、要求される最低投資額が大きすぎる場合）。
- 企業が清算手続の過程にある。

[IFRS第10号B85P項]

PwCの見解:

上述のような単一の投資の状況は、その大半が、単一の投資を一時的または移行期間中に保有している場合に発生します。投資企業がその存続期間を通じて単一の投資しか保有しないことは、非常に稀なことです。通常、投資企業の目的は、複数の投資を保有することです。

投資企業の目的が複数の投資を保有することである。ただし、実務的または本来の理由により、報告日現在、複数の投資を有することができない場合においては、継続して投資企業として適格である可能性が高いといえます。

設例 – リミテッド・パートナーシップ (IFRS第10号、IE1項、設例1に基づく)**事実**

ある事業体(LP)が、存続期間10年のリミテッド・パートナーシップとして、20X1年に設立されました。目論見書には、LPの目的は、その存続期間にわたり資本増価を実現するために、急成長する可能性のある事業体に投資することであると記載されています。LPのジェネラル・パートナーであるGPは、LPの資本の1%を出資しており、LPに適した投資を見つける責任があります。GPとは関連のない約75のリミテッド・パートナーが、このLPの資本の99%を出資しています。

LPは、20X1年に投資活動を開始しました。しかし、20X1年末までに適切な投資対象が見つかりません。20X2年に、LPはABCコーポレーションの支配持分を取得しました。20X3年に、LPは5つの事業会社の持分を取得したものの、それまで、他の投資取引はありませんでした。LPはこれらの持分の取得以外、他の活動はしていません。LPは、投資を公正価値ベースで測定および評価しており、当該情報をGPや外部の投資者に提供しています。

LPは、10年の存続期間中に各投資先の持分を処分する計画があります。処分には、現金での無条件売却、投資者に対する市場性のある資本性証券の分配(投資先株式の公募売出し後)、公開企業または他の関連のない企業に対する投資の処分が含まれています。

LPは、投資企業ですか？

結論

提供されている情報から、以下の条件が存在しているため、LPは、20X1年の設立時から20X3年12月31日まで投資企業の定義を満たしています。

- LPは、リミテッド・パートナーから資金を得て投資管理サービスを提供している。
- LPの唯一の活動は、投資の存続期間にわたって資本増価を実現する目的で、事業会社の持分を取得することである。LPは、すべて持分投資の出口戦略を特定しており、文書化している。
- LPは、公正価値ベースでその投資を測定および評価しており、この財務情報を投資者に報告している。

さらに、LPは、次のような投資企業の典型的な特徴を示しています。

- LPは、多くの投資者によって資金提供を受けている。
- LPのリミテッド・パートナーは、LPと関連しない。
- LPに対する所有持分は、資本の拠出を通じて取得したパートナーシップ持分の単位で表される。
- LPは、対象期間中に複数の投資を保有していない。しかし、これは、立ち上げ期間にあり、適切な投資機会を特定できなかったためである。

設例 — アクセス・ファンド

事実

ある「アクセス・ファンド」が「メインファンド」と共に設立されました。このアクセス・ファンドは、メインファンドの登記時の指定株主となっています。アクセス・ファンドは、新規株式公開時にメインファンドに投資しました。メインファンドの設立文書には、当初出資金\$500百万とあり、この金額に達した際には、新規投資者を受け付けない旨の記載があります。これは、「ソフト・クローズ」ファンドと呼ばれています。メインファンドは、新規投資者からの出資を受け付けず、既存の投資者のみから投資を受け付けます。

メインファンドは、複数の投資を行うために設立され、設立文書には出口戦略が規定されています。

アクセス・ファンドの目的は、メインファンドのみに投資することです。メインファンドが新規株主の投資を受け付けないため、メインファンドへの投資はアクセス・ファンドを通じてしか行うことができません。アクセス・ファンドの株主は、アクセス・ファンドの純資産の比例持分の権利を与えられます。

アクセス・ファンドは、関連のない投資者に投資管理サービスを提供しており、資本増価および投資収益からのリターン（すなわち、メインファンドからの分配）を受け取ります。アクセス・ファンドは、メインファンドへの投資を公正価値ベースで管理します。

アクセス・ファンドは、投資企業ですか？

結論

アクセス・ファンドは、以下の理由から、投資企業の定義を満たしています。

- アクセス・ファンドは、投資管理サービスを提供する目的で投資者から資金を得ている。
- 投資を行う目的は、資本利益および投資収益を獲得することである。アクセス・ファンドは、メインファンドからの配当金およびメインファンドの公正価値の増加による資本増価を獲得する。アクセス・ファンドはメインファンドの投資に関する出口戦略を有していないが、メインファンドは投資の出口戦略がある。
- 当ファンドは、メインファンドの投資実績を公正価値ベースで測定し、評価している。

アクセス・ファンドは、投資企業の4つの典型的な特徴のうち3つを示しています。

- 複数の投資者がいる。
- 複数の投資者は関連がない。
- 当ファンドは、ユニット形式の所有持分を有しており、投資者に当ファンドの純資産を受け取る権利を与える。

このアクセス・ファンドは、4番目の典型的な特徴を示していません（つまり、単一の投資を有している）が、投資企業に該当すると結論付けています。当ファンドは、メインファンドに対する投資から資本増価および投資収益を稼得する目的により投資者に投資管理サービスを提供するために設立されています。当ファンドは、公正価値ベースで対象となっている投資を管理しています。これらの状況においてその特徴を満たしていないという事実は、投資企業としての全体的な定義および事業目的と整合していないということにはなりません。アクセス・ファンドは、典型的な特徴の一つを欠いているにもかかわらず投資企業であると結論付けた理由を適切に開示する必要があります。

複数の投資者

投資企業として適格であるために、企業は、投資者に投資管理サービスと、個人投資家ではできないような投資機会を提供するという目的で、複数の投資者から資金を調達します。

企業が単一の投資者を有するというシナリオもあり得ます。このような場合、企業はその理由が投資企業の定義と整合するかどうかを検証する必要があります。改訂基準は、企業が単一の投資者しか有していない場合でも、企業が投資企業であると結論付けることが適切となるいくつかの状況を特定しています。

そのような状況とは、以下の場合です。

- 企業の新規株式募集期間中であり、追加の適当な投資者を積極的に探している。
- 企業が、償還されている所有持分に代わる、適当な投資者を特定していない
- 企業が、清算手続の過程にある。

[IFRS第10号B85S項]

PwCの見解:

上述の単一の投資者の状況は、一時的に単一の投資者になっている、もしくは企業の清算等の過程で生じることがほとんどです。投資企業は通常、投資者グループに投資管理サービスを提供するために設立されるため、これらの状況以外で単一の投資者となることは稀です。

設例 – 単一の投資者のファンド – シード・キャピタル

事実

ある投資ファンドが、マネージャーにより設立されました。当初、このマネージャーが唯一の株主でした(すなわち、このマネージャーが「シード・キャピタル」を出資)。初年度末において、このファンドは積極的に新規の投資者を募集しているものの、他の見込み株主から出資を得られませんでした。各国の株式や株式関連のデリバティブに投資しており、唯一の投資者であるマネージャーに投資管理サービス(目論見書の中で委任)を提供しています。目論見書には、定期的に投資の売買を行うことと、投資を基本的に1年以上保有しないことが記載されています。

ファンドは、資本増価と投資収益からのリターンを配当から得ています。すべての投資を公正価値で評価しており、これらの評価をファンドの新規募集や償還の基礎としています。新規募集および償還は日次で行われることもあります。

ファンドは、投資企業に該当するか？

結論

当該ファンドは、投資企業に該当します。

以下の理由により、このファンドは投資企業の定義を満たしています。

- ファンドは、投資者に投資管理サービスを提供するために設立されている。当期中、このファンドは1名の株主(マネージャー)しかいないため、投資管理サービスを自身のために提供していたことになるが、これはマネージャーの長期的意図ではない。
- 資本増価と投資収益を目的に投資活動を行っている。
- 対象となる投資を公正価値ベースで測定しており、公正価値が当ファンドの新規募集や償還の基礎になっている。

ファンドは、以下の特徴を示しています。

- 複数の投資を保有している。
- 複数の投資者を有していないが、ファンド・マネージャーが積極的に新規投資者を募集しており、この状況は一時的であると予想される。

- 単一の投資者しかいないため、関連のない投資者はいない。
- ファンドは、償還可能な単位形式での所有者持分を発行しており、保有者に純資産の持分を受け取る権利を与えている。

現時点で、ファンドには単一の投資者しかいませんが、この状況は一時的であると予想されます。典型的な特徴の1つを満たしていないことをもって、ファンドが投資企業でないことを意味するものではありません。定義およびファンドの全体的な事業目的に照らすと、当該ファンドは投資企業に該当するといえます。ファンドは、単一の投資者のみの場合であっても投資企業に該当すると判断した理由を、財務諸表に適切に開示する必要があります。

ファンドもしくは企業が、特定の目的を達成するために、または、より広範な投資者グループの利益を支援するため、単一の投資者により設立されることがあります。たとえば、ある企業が、その従業員に代わって投資を行うため、設定したファンドなどです。この場合、企業は単一の投資者しか有していませんが、実質的には、より広範なグループ(すなわち、その親会社の投資者の従業員)の利益を支援するために設立されています。このような企業の例には、年金基金、政府系投資ファンド、またはフ

ファミリー信託が含まれます。これらのファンドは、単一の投資者によって、または単一の投資者のために設立されていますが、より広範なグループの利益を代表している、または支援しています。このような状況では、典型的な特徴の1つを満たしていないことが、投資企業の全体的な事業目的および投資企業の定義と不整合となることはありません[IFRS第10号B85R項]。

設例 – 政府系ファンド

X国の政府が、国民の長期的な利益のために天然資源からの収益を管理する政府系ファンド(SWF)を設立しています。このSWFは、たとえば、将来の年金や国が行う巨額の資本投入を伴うプロジェクトの資金調達をするために設立されており、X国の中央銀行が所有しています。このファンドは、専門的な投資マネージャー・チームを雇用しており、中央銀行の監督の下、またX国政府の年次の承認を受けた委任に従って業務を行っています。ファンドは複数の投資を行っており(その一部は支配的持分)、投資の異なる種類ごとに出口戦略を定めています。また、ファンドは、年2回、公表される報告書を作成しています。そこでは、ファンドの価値総額と主要な資産クラスの価値総額が説明されています。内部報告は、さらに詳細であり、公正価値ベースで行われます。

X国の政府系ファンドは投資企業に該当しますか？

結論

以下の理由により、X国のSWFは投資企業に該当します。

- 投資者(この場合、X国の政府)に投資管理サービスを提供するために設立されている。
- 資本増価および投資収益の目的により投資活動を行っている。
- 公正価値ベースで対象となっている投資を測定しており、公正価値ベースでファンドの価値を報告している。

また、以下のような投資企業の典型的な特徴を示しています。

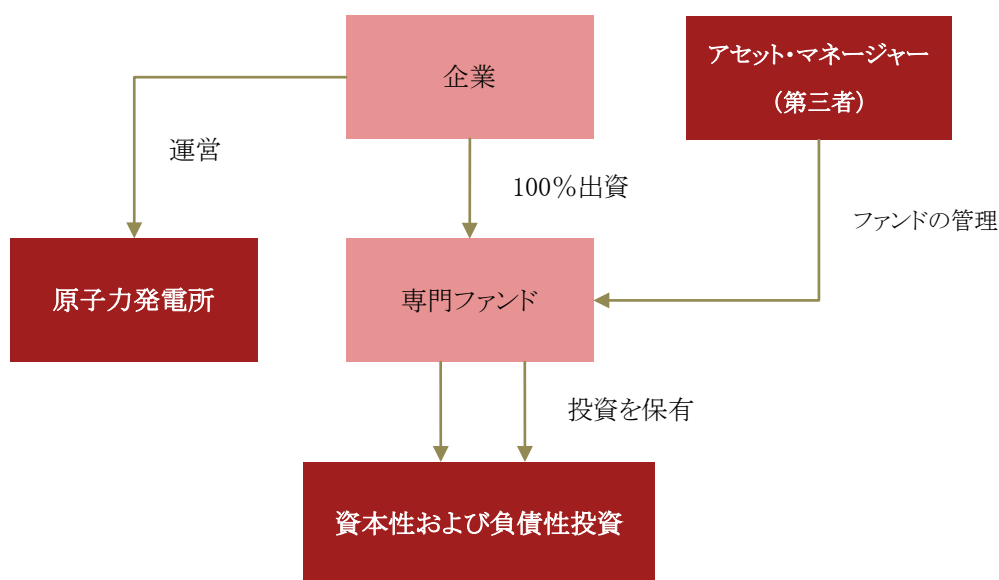
- 複数の投資を保有している。
- ファンドには、単一の投資者(X国の中央銀行)しかいないが、実質的には、当該当事者は、X国民の代わりにファンドに投資しているとみなすことができる。これは、投資企業の全体的な定義および事業目的と不整合とはならない。ファンドの単一の投資者は、1人の関連当事者であり、直接的な受益者であるが、実質的には、ファンドは、多くの関連のない受益者である投資者に代わって運営されているといえる。
- このファンドは、投資者にその純資産の持分を受け取る権利を与える単位を発行している。

関連のない投資者

投資企業は、通常、関連当事者(IAS第24号「関連当事者についての開示」で定義される)ではなく、また投資企業の属する企業集団に関連しない複数の投資者を有しています。企業が関連する投資者を有する場合、すべての事実および状況を検討する必要があります。これは、関連当事者が投資者である場合、企業(または企業集団の他の構成員)が資本増価や投資収益以外の便益を得る可能性がより高くなるためです。

投資者が関連当事者である場合でも、企業が投資企業として適格な場合があります。たとえば、運用会社(ファンドマネージャー)が、その従業員グループに対するインセンティブとして報酬を与えるために、もう一方のファンドと同一のマネージャーがパラレル・ファンド(並行ファンド)(すなわち、同一の資産に別ファンドとして投資すること)を設定する場合です[IFRS第10号85U項]。

設例 – 原子力発電所



事実

原子力発電所を運営するある企業が、専門ファンドを設立しました。この企業(ファンドの単位の全部を所有する)は、原子力発電所の技術的な故障の場合に使用できる資金を確保しておく必要があります。企業は、ファンドを運営する専門知識を有しておらず、そのため、第三者のアセット・マネージャーを任命しています。企業は、3カ月前通知により、このアセット・マネージャーを解任することができます。

このファンドは、売買可能な資本性金融商品と負債性金融商品に投資しており(投資対象は、投資管理契約書およびファンドの設立文書に規定されている)、1件当たりの投資に対する最大エクスポージャーは、投資額の10%を上回ることはありません。ファンドの目的は、配当金および利息または金融商品の売却のいずれかから、収益を獲得することです。このファンドは原子力エネルギー産業には投資しておらず、企業はファンドから他の便益を得ることはありません。たとえば、企業は、ファンドの投資先を購入するオプションを有していません。

ファンドは、公正価値情報を内部的にも親会社に対しても報告しており、その業績はベンチマークである株価指数を基に評価されます。

ファンドは、いつでも償還可能な株式を発行しています。この償還可能な株式は、清算時にファンドの純資産価値を支払うものであ

り、IAS第32号に基づく資本として会計処理されます。当該株式には議決権はありません。

このファンドは投資企業に該当しますか？

また、企業は、どのようにファンドに対する持分を会計処理しますか？

結論

このファンドは、投資企業に該当します。以下のとおり、投資企業の定義を満たしています。

- 投資者に対して投資管理サービスを提供している。
- その事業目的は、資本増価と投資収益のために負債性金融商品と資本性金融商品に投資することである。
- 公正価値ベースで投資実績を測定し、評価している。

ファンドは、次の4つの典型的な特徴のうち2つを示しています。

- 複数の投資を保有している。
- ファンドの投資者は1社である。しかし、このような状況でも、それが投資企業の全体的な事業目的や投資企業の定義と整合しないことにはならない。
- 投資者は1社のみであり、関連のない投資者を有さない。しかし、このような状況でも、それが投資企業の定義と整合しないことにはならない。
- 発行する持分は、保有者に、ファンドの純資産価値の比例持分を受け取る権利を与えている。

このファンドは単一の投資者を有しているため、典型的な特徴のうち2つを満たしていません。しかしながら、すべての事実および状況を検討した結果、典型的な特徴の2つを満たしていないとしても投資企業の定義と整合しないわけではないと考え、当該ファンドは投資企業に当たると結論付けています。この場合、IFRS第12号の下でこの判断に関する適切な開示を行います（「開示」のセクションを参考のこと）。

企業自身は、投資企業に該当しません。企業は、当該ファンド（ファンドが行っている支配投資を含めて）連結することになります。

所有持分

企業が投資企業として適格であるために独立の法的主体である必要はありません。どのような法的形態であっても、その所有持分は、通常、純資産の比例的な割合が帰属する資本または類似の持分（たとえば、パートナーシップ持分）の形式をとることになります。これは、通常、投資企業は、その投資利益（資本増価と投資収益）からの価値を分配する手段、またはその価値を帰属させる手段を必要とするからです。異なる種類の投資者を有すること自体は、企業が投資企業となることの妨げにはなりません[IFRS第10号B85V項]。

企業の所有持分が、IAS第32号「金融商品：表示」に基づく資本の定義を満たさないため、負債として会計処理される可能性もあります。金融商品が資本でない場合でも、当該持分の保有者が、企業の純資産の公正価値変動による変動リターンにさらされている限り、通常、投資企業ではないことを示すことにはなりません[IFRS第10号B85W項]。

PwCの見解：

ユニットトラストやミューチュアルファンドは、IAS第32号の指針に従って負債として会計処理される単位持分を発行することが多くあります。これは、IAS第32号の「プットブル」に関する改訂で、一部のプットブル金融商品は、資本で表示することが適当でないとされたためです。このような単位持分（資本として表示されるかどうかにかかわらず）が、保有者に純資産の比例的な割合に対する権利を与えている場合には、投資企業に該当しないという指標にはなりません。

ファンドの中には、リターンに参加する負債性金融商品を通じて資金を調達している場合もあります（特に、プライベート・エクイティ・ファンド）。このような負債性金融商品が、「所有持分」という典型的な特徴において、ファンドが投資企業であることに対するマイナスの指標にはなりません。

個別財務諸表

個別財務諸表が投資企業に関連する場合として以下の2つの状況があります。

1つ目は、企業が投資先である子会社を支配しているものの、いずれの子会社も連結が不要である状況です。すなわち、投資企業が投資関連サービスを提供する子会社を支配していない場合です[IFRS第10号32項]。このような状況では、企業は、子会社に対する投資を、純損益を通じた公正価値で測定し、個別財務諸表を唯一の財務諸表として表示します[IAS第27号8A項]。

2つ目の状況は、投資企業の投資先が、純損益を通じて公正価値で会計処理する子会社と、投資関連サービスを提供しているため連結が必要となる子会社である場合です。この場合、投資企業は、IFRS第10号に基づき連結財務諸表を作成します。連結財務諸表において、投資関連サービスを提供している子会社を連結し、他の投資先を純損益を通じて公正価値で測定

します。この投資企業が、個別財務諸表を作成することを求められる可能性もあります。その個別財務諸表では、連結財務諸表で純損益を通じて公正価値で測定した子会社を、個別財務諸表においても同じ方法で会計処理しなければなりません[IAS第27号11A項]。

投資企業のステータスの再判定

企業は、事実や状況が投資企業の定義を構成する3つの要素のいずれかに、または典型的な特徴のいずれかに変化があることを示している場合、投資企業のステータスを見直す必要があります[IFRS第10号29項]。

投資企業としてのステータスの変更は、将来に向かって(すなわち、ステータスの変更が発生した日付から)会計処理します[IFRS第10号30項]。

設例 – 投資者償還ユニット

市況の変化により、ファンドの投資者が保有する株式を償還しました。この結果、単一の重要な投資者だけがファンドに残ることになりました。この状況の変化により、ファンドは、その投資企業のステータスを見直すことが必要となります。本ケースでは、以下のいずれかの状況がある場合、ファンドは引き続き投資企業の定義を満たし、適格である可能性があります。

- 投資企業の事業内容は引き続き、資本増価、投資収益またはその双方からのリターンのための投資管理であるが、現在は多数の投資者のためではなく単一の投資者のために行っている場合
- 投資者が単一であるという状況が一時的なものであると予想される場合

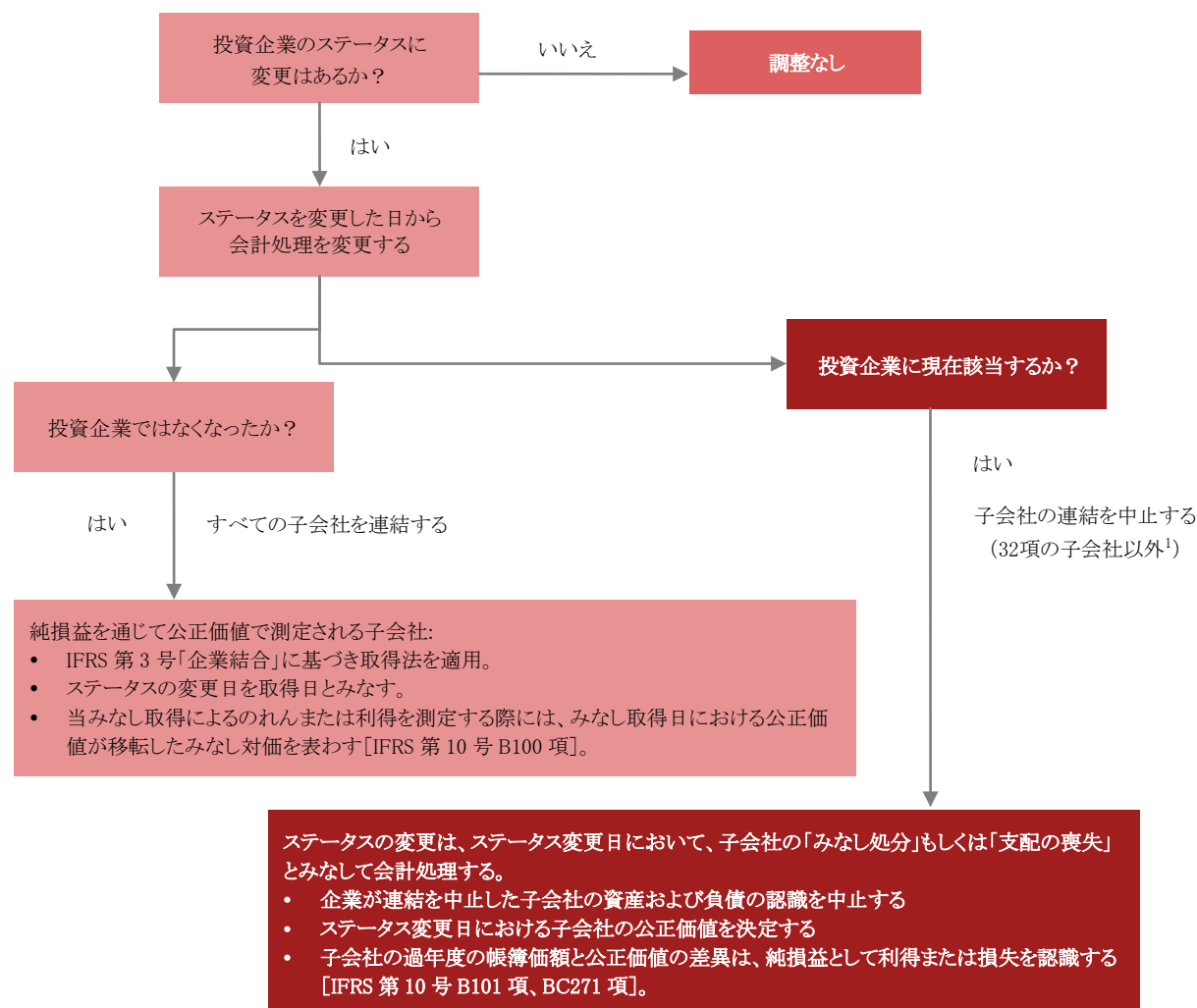
設例 – 存続期間の終盤にあるファンド

ファンドが、10年の存続期間で設立されました。当該ファンドは存続期間の最終年度にあり、残存投資は1件という段階にあります。ファンドの目的は変更されておらず、また、ファンドは最後の投資について、投資者へリターンの最大化を目的として、実現させる予定です。当ファンドは、最後の単一の投資となった段階で、典型的な特徴の1つを満たしていないことになり、投資企業のステータスの再判定が必要となります。ただし、その最後の投資が、投資の全体的な目的と整合している場合には、引き続き投資企業の定義を満たしているとして、投資企業のステータスを維持していると判断する場合があります。

ステータスの変更の会計処理－投資企業になる場合または投資企業ではなくなる場合 連結財務諸表

改訂基準には、ステータスの変更（投資企業になったとき、または、投資企業ではなくなったとき）を連結財務諸表でどのように会計処理すべきかについてのガイダンスを設けています [IFRS第10号30項、B100項、B101項]。

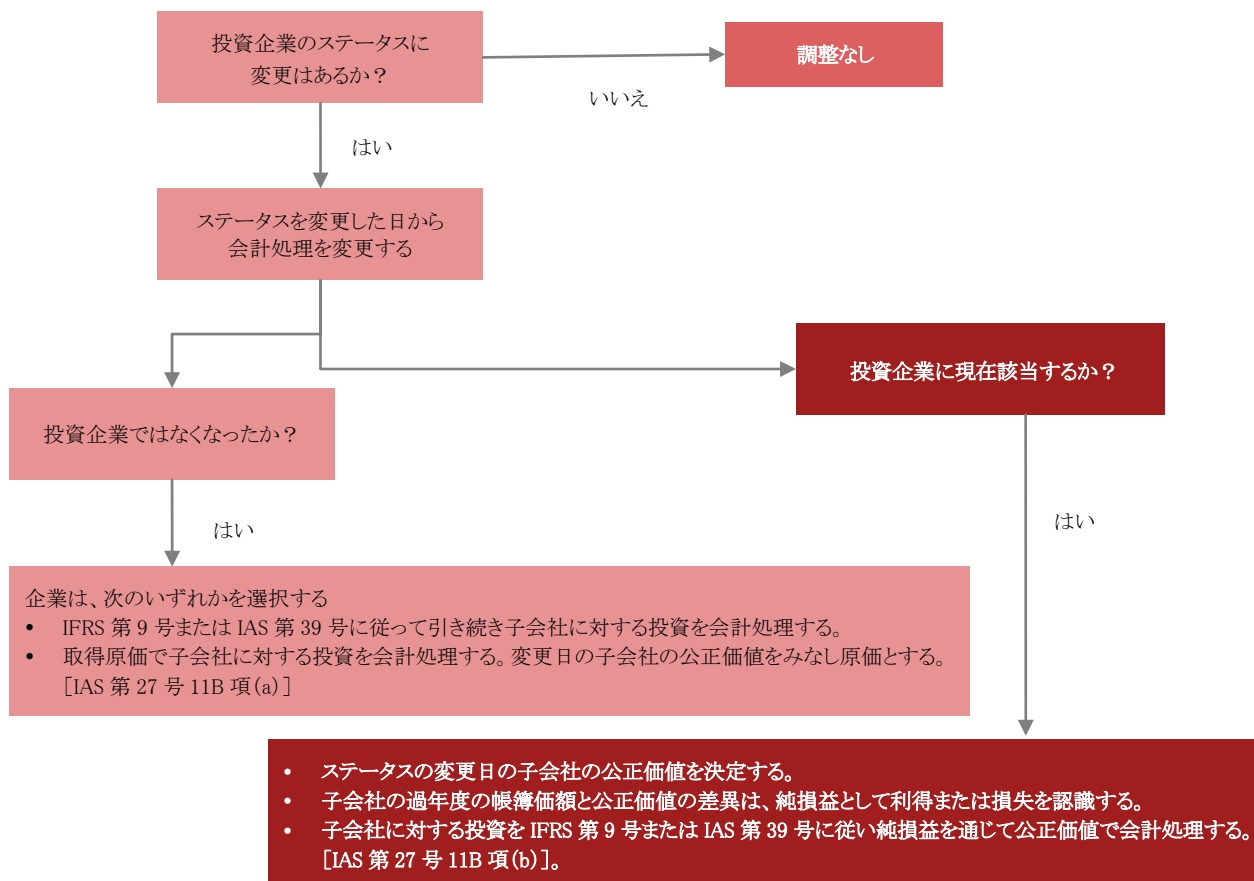
以下のフローチャートは、連結財務諸表における、ステータスの変更の会計処理の方法を説明しています。



¹ 投資関連サービスを提供している子会社

個別財務諸表

以下では、企業が、個別財務諸表を作成する場合における、ステータスの変更の会計処理(すなわち、投資企業になったか、投資企業であることを止めたとき)を説明しています。この会計処理はステータスの変更日から将来に向かって適用します[IFRS第27号11B項]。



開示

IFRS第12号「他の事業体に対する持分の開示」は、投資企業に子会社がある場合の開示要件の導入のため、を導入するよう改訂されています。本ガイドの付録Aは、その開示を記載しています。これらの開示は、個別財務諸表を唯一の財務諸表として作成している投資企業の親会社にも要求されます(21ページ参照)[IAS第27号16A項]。

IFRS第12号の開示目的は、財務諸表利用者が以下についての理解を得られるよう、関連する情報を開示することです。

- 投資企業に該当すると決定する際に行った重要な判断および仮定
- 典型的な特徴をすべて満たさない場合でも、投資企業に該当すると結論付けた理由

- 投資企業が支配する非連結の子会社および非連結の組成された企業への関与についての情報

投資企業は、IAS第28号により、関連会社と共同支配企業を公正価値ベースで会計処理する場合、要約財務情報の提供が免除されます[IFRS第12号21A項]。

IFRS第7号「金融商品:開示」は、純損益を通じて公正価値で測定される子会社に対する投資に適用されます。

適用日および経過措置

改訂基準は、2014年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められます。当改訂を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに、他の基準の改訂も適用する必要があります[IFRS第10号C1B項]。

PwCの見解:

早期適用が認められるため、2013年1月1日の適用日にIFRS第10号を適用する企業は、投資企業に関する改訂基準を同時に適用することができます。

改訂基準を適用するにあたって、企業はまず、今回の改訂の適用開始日において、投資企業に該当するかどうかを判定する必要があります。適用開始日は、改訂基準を初めて適用した年次報告期間の期首になります[IFRS第10号C2B項]。たとえば、企業が2014年1月1日に開始する事業年度から当改訂を適用する場合、適用開始日は2014年1月1日になります。企業は、適用開始日である2014年1月1日に存在するすべての事実および状況に基づいて評価する必要があります[IFRS第10号C3A項]。

以下のパラグラフでは、企業が適用開始日時点において投資企業の定義を満たし、改訂基準を適用していると仮定します。

改訂基準は、遡及適用する必要があります。当期より前の期間では投資企業の定義を満たしていない場合であっても、遡及適用が必要となります。投資企業は子会社を連結から除外し、代わりに、今回の改訂を従前から適用していたかのように、純損益を通じた公正価値で測定しなければなりません(投資企業に対して投資関連サービスを提供する子会社を除く)[IFRS第10号32項]。しかし、適用開始日前にすでに処分した子会社、または支配を喪失した子会社の投資については、修正する必要はありません[IFRS第10号C3E項]。企業は、以下の差額を直近の期間の期首の資本で調整する必要があります。

- 子会社の従前の帳簿価額
- 投資企業の子会社に対する投資の公正価値

また、直前の期間の期首において、その他の包括利益に認識された公正価値の調整額があれば、利益剰余金に振り替えなければなりません[IFRS第10号C3B項]。

直前の期間の期首における投資の公正価値は、IFRS第13号「公正価値測定」に基づいて決定しなければなりません。当該投資について、IFRS第13号の発効前に既に公正価値を使用している場合には、投資者または経営者に対して報告した額を公正価値とします(ただし、当該公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、情報が交換されたであろう価格で測定されていることが前提となります。)[IFRS第10号C3C項]。

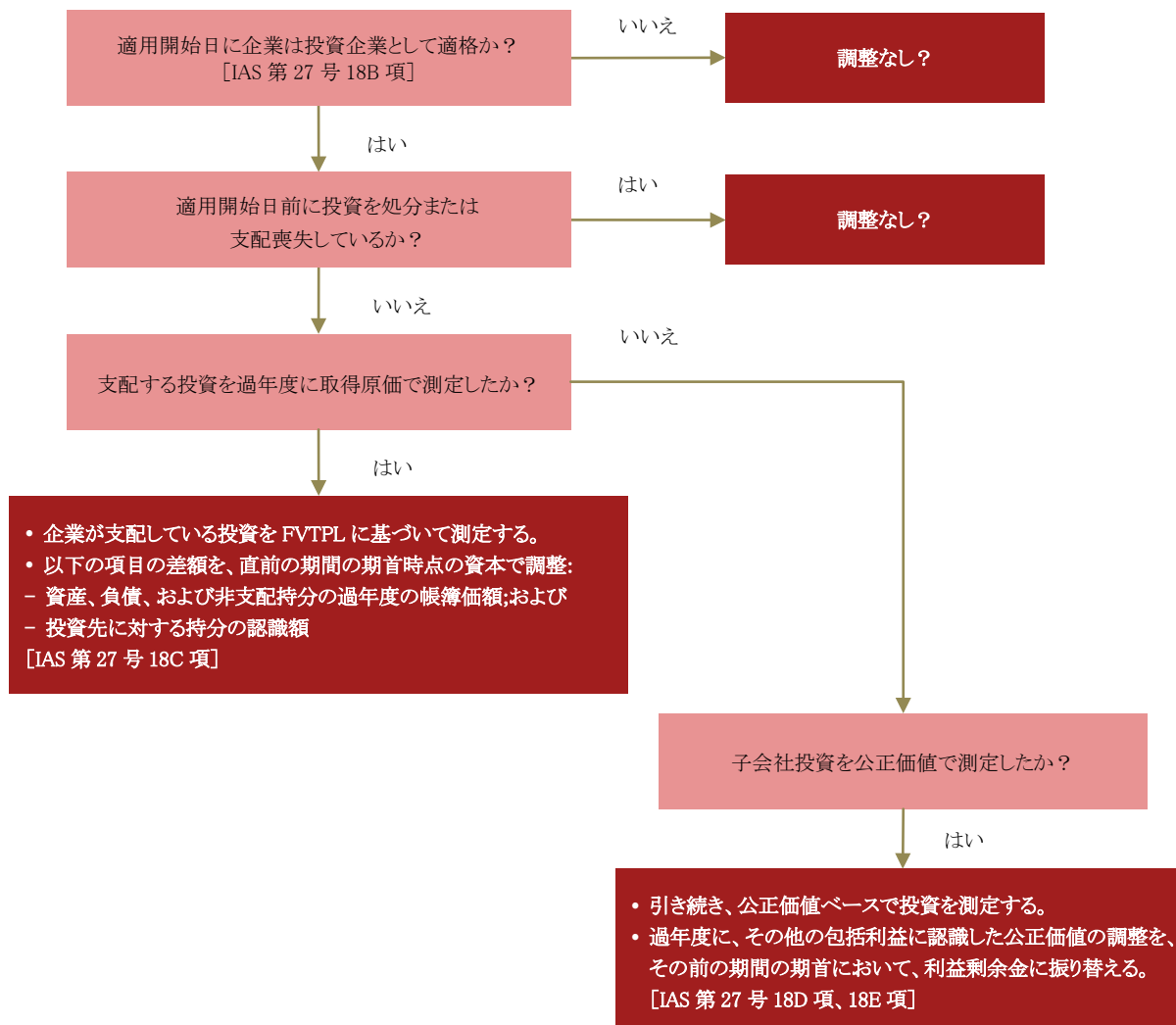
子会社に対する投資を、従前の公正価値で測定することが実務上不可能である場合、改訂基準の適用が実務上可能な最も古い期間から適用する必要があります。場合によっては、それが当期となることもあります。その場合、前述の資本に対する調整は、当期の期首の資本を調整することになります[IFRS第10号C3D項]。

PwCの見解:

PwCは、投資企業が過年度において投資企業に該当する場合、改訂基準を遡及適用できると考えています。投資企業にとって、公正価値による測定、評価および情報は不可欠な要素だからです。

企業が当期と前期に連結財務諸表を作成している場合には、IFRS第10号の経過措置の規定を適用することができます。企業が個別財務諸表を作成している場合(唯一の財務諸表として、または連結財務諸表とともに作成しているかのいずれかの場合)には、IAS第27号の経過措置の改訂を適用します。この改訂は、前述したIFRS第10号の経過措置と類似しており、IAS第27号の18C-18I項で定められています。

以下のフローチャートは、投資企業の個別財務諸表についてのIAS第27号の経過措置に関する規定を説明しています。



付録 A

開示

適切な開示が行われているか？
(はい/いいえ/該当なし)

一般的開示

- 投資企業は、投資企業の定義を満たしているかを判定する際に、それが行った重要な判断および仮定(ならびに、それらの判断および仮定に対する変更)についての情報を開示しなければならない。

[IFRS第12号9A項]

- 投資企業がひとつまたは複数の投資の典型的な特徴を有していない場合(IFRS第10号28項)、特徴を有していないにもかかわらず投資企業であると結論付けた理由を開示しなければならない。

[IFRS第12号9A項]

- 企業が投資企業になる場合、または投資企業ではなくなる場合、投資企業のステータスの変更、および変更理由を開示しなければならない。さらに、投資企業になる企業は、表示期間の財務諸表上に以下を含むステータスの変更の影響を開示しなければならない。
 - ステータス変更日現在における、連結をやめた子会社の公正価値の合計
 - IFRS第10号B101項に従って計算した利得または損失(もしあれば)の合計
 - 当該利得または損失が認識される純損益の表示科目(独立表示しない場合)

[IFRS第12号9B項]

非連結子会社に対する持分

- IFRS第10号に従って連結に対する免除規定の適用が求められ、連結するかわりに純損益を通じて公正価値で子会社の投資を会計処理している投資企業は、その事実を開示しなければならない。

[IFRS第12号19A項]

- 非連結子会社のそれぞれについて、投資企業は以下の事項を開示しなければならない。
 - 子会社の名称
 - 子会社の主要な事業場所(および主要な事業場所と異なる場合には設立国)
 - 投資企業が保有している所有持分の割合、および、所有持分と議決権が異なる場合には、保有している議決権の割合

[IFRS第12号19B項]

- 投資企業が別の投資企業の親会社である場合、親会社は、投資企業である子会社が支配している投資についても、19B項(a)-(c)の開示を行わなければならない。この開示は、親会社の財務諸表の中に、上記の情報を含む子会社(または複数の子会社)の財務諸表を含めることによって提示することができる。

[IFRS第12号19C項]

開示

適切な開示が行われているか？
(はい/いいえ/該当なし)

- 投資企業は以下の事項を開示しなければならない。
 - 配当金の形で投資企業に資金を移転する、または投資企業が非連結子会社に対して行った貸付金または前払金を返済する非連結子会社の能力に対する(たとえば、借入契約、規制上の要求事項、または契約上の取決めから生じる)重大な制限の内容および範囲
 - 子会社が財務的支援を得るのを援助する確約または意図を含む、非連結の子会社に対する財務的支援または他の支援を行う現在の確約または意図

[IFRS第12号19D項]

- 報告期間中に、投資企業またはその子会社のいずれかが、契約上の義務なしに、非連結の子会社に対する財務的支援または他の支援(たとえば、子会社の資産もしくは発行した金融商品の購入、または子会社が財務的支援を受けることの援助)を提供した場合には、企業は次の事項を開示しなければならない。
 - 非連結子会社のそれぞれに対して提供した支援の種類および金額
 - 当該支援を提供した理由

[IFRS第12号19E項]

- 投資企業は、非連結の支配している組成された企業に対して、企業またはその非連結子会社が財務的支援を提供することを要求する可能性のある契約上の取決めの条件を開示しなければならない。これには、報告企業を損失にさらず可能性のある事象または状況も含まれる(たとえば、組成された企業の資産の購入または財務的支援を行う義務に関連した、流動性の取決めまたは信用格付けのトリガー)。

[IFRS第12号19F項]

- 報告期間中に、投資企業またはその非連結の子会社のいずれかが、契約上の義務なしに、投資企業が支配していない非連結の組成された企業に対する財務的支援または他の支援を提供した場合、およびその支援の提供の結果、投資企業が組成された企業を支配することになった場合、投資企業は、その支援を提供する決定に至らしめた関連のある要因の説明を開示しなければならない。

[IFRS第12号19G項]

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.